

瀬戸内市教育ネットワーク環境構築・運用保守業務 におけるプロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

瀬戸内市教育ネットワーク環境構築・運用保守業務

(2) 業務の目的

文部科学省は、G I G Aスクール構想の進展に伴うクラウドサービスの本格活用や、児童生徒の学び方・教職員の働き方の変化等を踏まえ、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を令和7年3月に改訂した。あわせて、校務DXの推進に当たっては、従来の閉域網・オンプレミスを前提とした境界防御に依存するのではなく、いわゆるゼロトラストの考え方にに基づき、強固なアクセス制御等により情報セキュリティを確保した上で、クラウド活用を前提としたシステム構成へ移行していく方向性が示されている。

瀬戸内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）においても、これらの国の方針を踏まえ、新しい校務の在り方として、「学校における働き方改革」「教育活動の高度化」「教育現場のレジリエンス確保」の観点から、校務系システム等のクラウド化を進めるとともに、必要なセキュリティ対策（適切な認証・アクセス制御、端末管理、ログ管理等）を講じた上で、極力オンプレミス設備に依存しない、新たな教育情報ネットワーク環境の実現を目指している。

本業務は、以上を総合的に考慮したうえで、計画的な調達及び構築を進め、I C Tを活用した校務を一層推進できる環境を整備することを目的として、新たな教育I C T環境の構築・移行、セキュリティポリシー運用準備業務及び運用保守業務を委託するものである。

(3) 業務内容

「瀬戸内市教育ネットワーク環境構築・運用保守業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

①教育ネットワーク環境構築業務

契約締結日から令和8年12月31日まで

②セキュリティポリシー運用準備業務

契約締結日から令和8年12月31日まで

③運用保守業務

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

なお、上記期間中の業務が適正に履行されている場合においては、瀬戸内市及び受託者の合意により、契約開始日より最長5年間、継続して委託契約を締結できるものとする。

※①～③についてはそれぞれ契約を行うこととする。

2. 令和8年度予算額（予定価格）

総額 143,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

なお、令和8年度の参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 本市に、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、入札参加資格審査申請書を提出していない者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類）
- ③ 下記(ア)～(ウ)に示す直近年度の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(ア) 国税（法人税及び消費税）・・・本社を管轄する税務署の証明書

(イ) 都道府県税（事業税及び都道府県民税）・・・岡山県内に本社又は支店等を有する場合

(ウ) 市町村民税・・・瀬戸内市内に本社又は支店等を有する場合

(2) プロポーザル公示日現在から候補者特定日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(6) 瀬戸内市暴力団排除条例（平成23年瀬戸内市条例第32号）第2条第1号又は

同条第2号の規定に該当せず、かつ、これらの利益になる活動と知りながら行う者でないこと。

- (7) 「ISO/IEC27001」または「ISO/IEC27017」を取得していること。また、申請時にその停止及び取消等の処分を受けていないこと。
- (8) 本件と同様のセキュリティ（ゼロトラスト）環境構築のプロジェクトを実施した実績があること。
- (9) 学校教育ネットワーク（三層分離ネットワーク）環境構築のプロジェクトを実施した実績があること。
- (10) 共同事業体での参加も可能とする。その場合において、コンソーシアムの構成員についても参加資格（1）～（7）をすべて満たさなければならない。また、参加資格（8）及び（9）については、構成員のいずれかが満たさなければならない。なお、コンソーシアムの構成員となった場合は、別に単独で本プロポーザルに参加すること及び他の複数のコンソーシアム団体になることはできない。

5. 受注候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市教育ネットワーク環境構築・運用保守業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

審査にあたっては、提案者のヒアリング及びプレゼンテーション等を実施するものとし、審査方法及び審査基準は下記9のとおりとする。

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決して決定する。また、参加者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

なお、全ての企画提案において、業務の目的が十分に達成できないものであると審査委員会において判断される場合は、候補者は選定しない。

6. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）12時まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

瀬戸内市教育委員会総務学務課

E-mail: kyouiku@city.setouchi.lg.jp

(4) 回答日

令和8年5月20日(水)

(5) 回答方法

本市ホームページに掲載し、回答するものとする。

7. 参加申込

(1) 申込方法

次に掲げる書類を各1部に返信用封筒(110円切手貼付)を添えて持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、上記4(1)ただし書きに掲げる書類を併せて提出すること。

- ① 参加申込書(様式2-1又は2-2)
- ② 会社概要書(様式3)※1
- ③ 社員の概要(様式4)※1
- ④ 業務実績調書(様式5)※1

「参加資格(8)及び(9)」に該当する業務実績を記入すること。

また、その業務実績の根拠となる契約書等及びその業務内容が分かる仕様書等の写しを添付すること。

- ⑤ 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書(様式6)※1
- ⑥ 「ISO/IEC27001」または「ISO/IEC27017」を取得していることが分かる証明書の写し。(認定番号、事業者名、有効期限の記載のあるもの)※1
- ⑦ コンソーシアムの協定書(様式16) ※2
- ⑧ コンソーシアムの結成について権限を有する者の委任状(様式17) ※2

※1：コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出

※2：コンソーシアムの場合のみ提出

(2) 申込期限

令和8年6月5日(金)16時まで(必着)

(3) 申込場所

〒701-4392

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓4911

瀬戸内市教育委員会総務学務課

(4) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、令和8年6月11日(木)に参加資格審査結果通知書(様式7)を電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。

8. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

瀬戸内市教育ネットワーク環境構築・運用保守業務企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限部数

企画提案書は任意様式、A4版縦横自由、両面カラー印刷、制限枚数なしではあるが、概ね「別紙3 評価基準」の順で記述し、表紙を除くページ下部にページ番号を附して、長辺をホチキス2か所で綴じること。

書類に使用する文字サイズは、10ポイント以上を基本とする。ただし、やむを得ず部分的に小さな文字サイズを使用することは可とする。

(3) 提出部数

① 業務実施体制回答及び企画提案書提出届（様式9） 原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書 原本1部、副本9部、副本の内容をPDFデータ化して格納したCD-R1枚（データのファイル名は「ア. 担当者調書（様式10）」のようにア～クの名称を付してください。）

ア. 担当者調書（様式10）

イ. 総括責任者の経歴及び実績等調書（様式11）

ウ. 業務主任担当者の経歴及び実績等調書（様式12）

エ. 再委託調書（様式13）※再委託する場合のみ提出

オ. 工程表（様式14）

カ. 企画提案書（任意様式）

キ. 各クラウドサービスの証明書

※ただし、下記9（3）の審査基準に係る事項については必ず記載すること。

ク. 参考見積書（任意様式）

①令和8年度にかかる見積書

・環境構築業務にかかるクラウド環境の設計・構築、ソフトウェア、サービス利用料等にかかる費用を見積もること。

・セキュリティポリシー運用準備業務にかかる費用を見積もること。

ただし、外部監査費用については含めないこと。

・運用保守業務にかかる費用を見積もること。

②令和9年度以降にかかる見積書

令和9年4月1日から令和13年8月31日までの運用保守業務、ソフトウェア、サービス利用料等に係る経費を見積もること。

※内訳・詳細の明記については、様式15を提出すること。

※見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和8年6月18日(木) 16時まで(必着)

(6) 提出先

〒701-4392

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓4911

瀬戸内市教育委員会総務学務課

(7) その他

- ① 企画提案書は1者1提案とする。
- ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

提出された企画提案書等による書類審査及び企画提案についてのヒアリング・プレゼンテーション審査を行う。

(2) プレゼンテーション等

プレゼンテーションは、対面式を基本とするが天災等の不測の事態が生じた場合には、オンライン形式に変更する場合がある。

① 時間配分

提案者の説明時間を50分以内、質疑応答を15分程度とし、順次個別に行う。

② 説明用機材

説明に際して、電源コンセント、モニター(HDMI端子接続)1台については用意するが、PC等の機材については各提案者が用意するものとする。

③ 参加人数・発言者 会場への入室は8人までとし、発言者は参加者であれば制限しない。ただし、オンライン形式となった場合は、この限りではない。

④ 質疑応答に対してオンラインで回答することは可能だが、機器や環境等については提案者で用意すること。また、オンラインで質疑応答する場合は、参加者名簿を提出すること。

⑤ 上記「8. 企画提案書作成方法」に定める提出された企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査基準

「別紙3 評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

審査結果をプロポーザル審査結果通知書(様式8)により通知するものとする。

10. 日程

公示	令和8年 5月 1日 (金)
質問受付締切	令和8年 5月15日 (金) 12時必着
質問回答期限	令和8年 5月20日 (水)
参加申込書受付締切	令和8年 6月 5日 (金) 16時必着
参加資格審査結果の通知	令和8年 6月11日 (木)
企画提案書等受付締切	令和8年 6月18日 (木) 16時必着
プレゼンテーション審査	令和8年 6月24日 (水) 予定
結果通知の送付	令和8年 6月30日 (火) 予定

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式が記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、令和8年度予算額（予定価格）を超過したもの。

12. 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

13. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、本市は、提出書類を提案者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（本市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情

報については特定後の開示とする。

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任担当者及び業務担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議の上、決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、「4. 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (8) 企画提案書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提出しなければならない。
- (9) ほかの文献を引用した場合は、出典を明示するものとする。

1 4. 担当部署（提出・問合せ先）

瀬戸内市教育委員会総務学務課 担当：富浦・森原

瀬戸内市牛窓町牛窓4911

TEL 0869-34-5640 / FAX 0869-34-4790

E-mail: kyouiku@city.setouchi.lg.jp